

日本計画行政学会

東北支部だより No. 11

1993.8

東北支部第9回研究大会

第9回研究大会が、平成5年5月28日（金）午後1時30から仙台市戦災復興記念館において開催されました。今回は、「戦後日本の『経済的成功』と憲法」をテーマに東京大学法学部教授樋口陽一氏が基調講演を行い、続いて質疑討論いたしました。参加者は約80名。

その概要は次のとおりです。

戦後日本の「経済的成功」と憲法

東京大学法学部教授 樋口陽一氏

タイトルの「経済的成功」という言葉にカッコを付けさせていただいたのは、それ自体、いろいろな議論の対象になる問題だと思うからです。「経済的成功」とそのコストとして戦後日本が支払っているもの、あるいは成功の陰にあるゆがみとか、そういう様々な問題については、ここでは素人議論は一切いたしません。「経済的成功」と呼ばれている戦後日本のありようと憲法の関係、というふうにご了解いただけたらと思います。そういう意味でカッコで「経済的成功」という言葉を使わせていただきました。

ゆがみやひずみ、そのために支払ったコストなど様々な問題があり、戦後日本の経済的発展がなかった方がいいという議論があるかもしれません。しかし私はそうは思いません。そういうカッコ付きながら、「経済的成功」が憲法のお陰である、憲法があったからそういうことなんだということを、まずこのタイトルは暗に意味しております。

戦後日本の憲法が経済発展、経済成長と大きな因果関係があるということはよく言われている通りであります。だからこそよかったです、だからこそ日本はけしからんという見方など、いろいろなものが交差しております。ただ私は、第9条のお陰と言われている事柄よりも、もう少し、もう少しではなく大いに広い意味で、この2つの事柄の関係を議論したいのであります。というのは、戦後日本の社会のあり方を基本的に方向づけた大きな戦後改革、それにいろいろありますが、私は3つ挙げたいと思います。

農地改革、労働運動の解放、旧日本的な家族制度の解体、この3つです。これは言うまでもなく農地改革の場合は農民。労働運動の解放の場合は労働者。家族制度の解体の場合は女性だけではありませんが、何といっても女性です。この農民、労働者、女性という1945年以前の日本、敢えて言うならばアンシャン・レジームというか、旧体制の日本の中における抑圧された3つの階層をともかくも解放した。もちろん解放はすぐ絵に描いたように実際の社

会に根付くわけでは必ずしもありません。けれども原理原則の問題としてこの3つの階層を解放したという戦後改革、これがある意味では日本国憲法の内実そのものだということを、憲法をやっている人間といたしましては皆さんにまずお考えいただきたい。

憲法が政治問題として議論されますときに、戦後初期から絶えず第9条の問題が議論されてきました。現在も重要であることは言うまでもありません。しかし、第9条だけが憲法問題なのではなく、第9条を含めたより大きな戦後日本社会の新しいありようを基礎づけているのが憲法なのです。憲法が我々の自由と人権、基本的人権を高く掲げておますが、ともかく戦前に比べて解放された戦後日本の社会というのは、憲法が基本的人権を書いただけでは決して実現しなかったでしょう。いま言った3つの社会改革というものが具体的な法律レベルで、例えば農地改革であれば『自作農創設特別措置法』というマッカーサー指令でできた法律があります。労働運動の解放であれば『労働組合法』や『労働基準法』をはじめとする一連の立法。家族制度の解体については、旧民法の第4編、第5編の全面改訂。『六法全書』を覗いていただければ分かりますが、民法の前半の部分はカタカナで無濁点、昔風の文書になっております。しかし親族、相続の部分、いわゆる『家族法』の後半部分の大改正がありました。

こういう法律レベルの手当てがあり、しかもそれを具体化する様々な施策というものがセットになって、「日本国憲法」が示した新しい社会のありようを下支えした。そういう全体としての『日本国憲法』が問題なのだということを、最初に申しあげたいのです。そういうものがあったればこそ戦後日本の経済発展、経済成長が可能になったわけで、この因果関係は申すまでもありません。農地改革によって、かつての（言葉づかいは別として）水のみ百姓、小作人、という圧倒的多数を占めた農村人口が自作農になって自分の田畠を耕す、これが日本の戦後の農業生産性向上の大前提であったということを、素人の私が申しあげるまでもないことでしょう。

労働運動の解放にしても同様です。それから女性の解放については、そういう人々が働く意欲、「自分たちが自分たちの生活の豊かさを自分たちで築いていく可能性が解放された」ということです。これが戦後日本の顕著な経済発展、経済成長の一一番根っこにある、という認識。これを国民全體がもっとはつきり意識する必要があるのではないかでしょうか。政治学者の福田歓一さんが、あるものにお書きになった文章で、「戦後日本の資本主義は初めて民衆を豊かにすることによってお金儲けをすることを覚えた」と。もちろん大きく戦前戦後をきっての比較ですから、すべてが当てはまるわけではありませんが、やはりそうだと思います。帝国主義というのは、狭い定義された意味では、レーニンの帝国主義論という日本でよく読まれた書物で定義された意味での帝国主義であって、よその国に乱暴して攻めていくという単純な意味ではなく、経済構造と結びついた意味での言葉です。司馬遊太郎さんがたまたま私と対談をしたとき、戦前の日本について帝国主義ということが問題になるが、本場の帝国主義は、重化学工業とそれをベースにした非常に太い骨格で組み立てられた経済構造をいうが、戦前の日本は「マッチとTシャツ」の帝国主義だったのではないか、というようなことをおっしゃっておりました。

さて最近、とりわけ去年の暮れあたりから憲法論議が政界、論壇レベルで盛んになってきました。これはいろいろな側面を持っていますが、ある言い方で申しあげると、戦後日本の「経済的成功」を維持するためにそろそろ憲法を厄介払いしたらどうかという、客観的にはそういう意味を持っているように私には受け取れます。ここで話の筋目を明確にしておいた方がよいと思うので申しあげますが、私はそういう主張、改憲論には反対の立場です。改憲論を説く人々の主張の1つの要素は、ここまで発展した日本の経済的成长・成功、それに伴う

国際的地位、こういうものを維持していくためには、憲法をそろそろ厄介払いした方がいいというわけです。簡単に言えば、「世界中に今までと同じようにモノを買って貰うためにはやはり日本も軍隊を強くした方がいい」と、そういう筋道の議論のように私には思われます。そこで問題は本当にそうなのか、ということです。憲法を厄介払いすることによって「経済的成功」を維持することが必要だという考え方とは、本当に現実に即しているのだろうかということがあります第1の問題です。第2の問題は、戦後日本社会の基本を支えてきた憲法を厄介払いして得られるような、厄介払いをしなければ得られないような「経済的成功」でよいのだろうかという、この2つの問題を皆さんと一緒に考えてみたいのであります。

その第1の問題ですが、憲法を厄介払いすれば本当に外國は今までと同じように、あるいは今まで以上に日本からモノを買って貰うし、日本の「経済的成功」を維持することができるというふうに考えていいのだろうか。そう考える人々が改憲論のかなりの部分を占めています。そう考えない、憲法の条文を変えることには反対だという人々もあります。なお、憲法の条文を変えなくとも、憲法の運用で変えたと同じようなことをやることが良いか悪いかという論点がもう1つあります。

しかし、ともかく憲法の条文そのものを変えるのを改憲、条文を変えないで戦後日本の旗印を維持していくべきだと考えるのを護憲というふうに差当り定義いたしますと、現在の政権の中核にある総理、副総理、官房長官のラインは護憲であり、それに対して野党や労働運動のかなりの部分を巻き込んだ改革派、改憲論という構図がここ半年、1年のところ我々の目の前に展開してきています。

憲法を厄介払いすることによって、日本の「経済的成功」ひいては国際的地位を維持するという判断、見通しは現実的なのだろうかということあります。私はそれはどうも現実的ではないと考えます。1995年、国連憲章50年という節目をマークいたしまして改憲論を主張する人々は、憲法を変えると同時に国際連合の安保理事会の常任理事国に日本とドイツがなるべきである、といっています。そのことが戦後50年、本当に戦後を終わらせることになるというのが一番大きなプログラムのようです。

ご承知のように国連というのは日本では「国際連合」と訳されていますが、英語ではUnited Nations、戦前の言葉では言えば連合国であります。つまり、ドイツ、日本の軍国主義をそれを上回る武器の力でねじ伏せた連合国が、戦後の世界管理をする機構が国際連合です。戦勝5カ国が常任理事国として拒否権を持つというシステムがそこに埋め込まれたわけです。その中に「日本もドイツも入れてくれ」という場合に、「日本が憲法第9条を厄介払いして大いに軍事的貢献ができるようになりました」、というスタイルで95年を迎えることが（常任理事国にしてもらうために）必要なのか、あるいは望ましいことなのか。

一方それに対して、第9条を持った日本であるからこそ、ここまでやってこれたんだという考え方で、第9条を厄介払いした日本が国連の常任理事国、拒否権まで持たしてくれということを言い出したならば、通る主張も通らなくなるというのがもう1つの見方です。これは言うまでもなくアジアの諸国の反応は当然そうであります。諸国と申しましても政府レベルと世論、民衆のレベルの反応はもちろん違います。政府レベルで申しますとアジアにおける日本の経済力は、文字どおり圧倒的ですから日本が何らかの公式の態度を強く打ち出した場合、アジアの政府レベルでの抵抗はそう簡単には起こらないでしょう。言うまでもなく経済的援助との関わりの1つを考えてもお分りいただけると思います。しかし必ずしもそれら諸国の政府の態度には反映されない民衆、知識人、広い意味での世論レベルで申しますと、第9条をかなぐり捨てた日本が、これまで以上に国際社会での発言力を強めようすることに対して、歓迎よりは警戒が強くなることは自ずと当然であります。

さてこの際一番大きな影響力を持つアメリカはどうなるかというと、アメリカ合衆国も簡単ではないでしょう。アメリカ合衆国と一口に申しますが、世論と政府レベルの違いだけではなくて、同じ政府レベルでも、ホワイトハウスと議会ではけっして物事に対する反応は同じではありません。先ごろガリ国連事務総長が日本にやってきて「もっと軍事的な協力を含めてPKOに肩入れしてほしい。そのためには憲法改正もやってほしい」と言ったと伝えられておりました。このことについてニューヨーク・タイムズは真っ向から批判的な社説を掲げておられます。日本でも2、3の新聞にその全文が紹介されました。考えてみればアメリカ合衆国は日本を相手にエレクトロニクスや自動車の貿易であれだけ押しまくられたり、第9条を厄介払いした日本が兵器産業でライバルにならないはずはない。もちろん日本は短期的にはサウジアラビアと並んで武器輸入大国ですが、第9条を厄介払いした日本がいつまでも輸入大国の地位に甘んじてくれるとは、周りでは思っていないようです。したがって、日本は國憲法を厄介払いすることによって日本の経済的発展、経済的成功を維持し、国際社会での然るべき発言力を強めるというこのプログラムは、私は見当がずれているのではないかと考えます。

そういう問題なのだということを申しあげて、今日の本題である「憲法を厄介払いしてしか得られないような『経済的成功』で良いのかどうか」ということです。憲法問題は第9条だけではないということを冒頭にも申しあげましたが、取り敢えず第9条のことを考えてみましょう。湾岸戦争以後、日本政府は外に対して一言でいってしまえば「第9条があるから十分な国際貢献ができない」という、言ってみればそういうアプローチで外に接して参りました。つまり本質的に言い訳、弁明の材料として第9条を使ってきたように思われます。しかし、本当はそう言うべきだったんだろうか、「第9条があるから本来やるべき軍事的な貢献もできないからかんべんしてくれ」という問題のたて方でいいのだろうか。ここも結論的に私の考えを最初に申し上げればそうではなくて、「第9条があるのにやるべきことをやらなかつた」ということこそ問題にすべきです。つまり、「第9条があるからこそすべきこと、できることがあるのにそれをやってこなかつた」ということこそを自己批判すべきでしょう。

そこでいろいろな問題がありますが、その中で最も原理原則的なことを申しますと、現在の国際社会は、東西の冷戦が終わり1つの大きな区切りができました。従って、国際社会の中で一番大きなぶつかり合いは、東西ではなく、南北の間のことです。この南北の状況は、私のみたところ非常にねじれた形でぶつかり合いが深まっているように思います。南北という場合、北はアメリカを中心とする産業先進国をいいますが、拒否権を持っている5大国のうち3カ国はもちろんそうです。あの2つの大国、つまりロシア、中国は1989年の冷戦構造の崩壊以降は、アメリカを中心とした3カ国の方針に少なくともノーを言わないことをもって利益とする構造になっています。経済的援助に限らず経済関係からしてそういう関係にあります。ですから五大国すべてが北には分類されませんが、そういう意味で、北と南を対比するときには北の方に入れて考えていくことができるでしょう。

この五大国は言うまでもなく核軍備大国であり、かつ武器輸出大国です。また、安保理事会の常任理事国として、拒否権という法的な制度に守られて国際社会を取り仕切る立場に立っています。それに対して南の国々からは、「国際社会における物事を決めるルールをもつと民主化し、オープンなものにせよ」という当然の要求が事あるごとに出されてまいりました。一方北側の国々からは、南の国内における全てではないにしても、南の国々の多数派ともいるべき国々における軍部の独裁、政治犯の拘束、その他きりがない国内の人権抑圧などを非難します。つまり、南からすると「北の大国が国際社会の物事の決め方のルールを勝手に引き回している。それを民主化せよ」という要求は正当ですし、それから逆に北の方から

南の諸国に対して、「国内での人権抑圧を解消せよ」という非難、これも正当です。

しかしながら、相手に対してはそれ正当事のことを言っていますが、自分自身については全くその反対のことをやっています。北の国々はそういう国際社会における引き回しの構造をやめようとはしていませんし、南の国々は国内での人権抑圧に自らメスを入れようという努力は殆どしておりません。だからこそ日本のなすべきことは、このねじれてしまった2つの矢印をいったん解きほぐして、まっとうな矢印の組合せに組替えていく、つまり、国連の常任理事国を中心とした北側に対しては、国際社会での意思形成の民主化のための努力を要求し、南の国々に対しては、国内での人権抑圧の状況を少しでも良くしていくための働きかけを惜しまないこと。これこそが日本のなすべき国際貢献の中身でしょう。

ところが残念なことに、しばしばその正反対の組合せではないかと疑わせるようなスタイルが戦後の日本外交になかったとはいえない。南の国々の人権抑圧に対しては、北の諸国の中では並ばれて物分かりがよい態度をとっています。とりわけ Carter 政権が人権外交という旗印を掲げて、経済援助の条件として国内の民主化、人権抑圧状況の解消ということを主張しました。これは伝統的な国際法の考え方からすると確かに内政干渉であるが「ヒューマニティのための、ヒューマン・ライツ（基本的人権）のための干渉は内政干渉ではない」という考え方すらを打ち出しながらそういうスタンスをとっていました。

典型的なものには、「天安門」以後の中国に対する北の国々の対応があります。91年の夏にイギリスのメジャー首相が中国を公式に訪問することになりました。たまたま私は、その時ヨーロッパにおいて、ドイツやフランス、イギリスの新聞をホテルで読みました。それらの新聞の論調は「メジャー首相が天安門以後、西側首脳として最初に、天安門事件の総括をしていない中国首脳に握手をしにいくのはけしからん」というものでした。実際に行った後のメジャー首相はそういう論調を意識していたからでしょう。それこそ伝統的な外交儀礼からすれば内政干渉にすら当たるような仕方で、天安門事件で捕らえられている政治犯の釈放を要求し、具体的な名簿を中国の当局に見せて、それぞれどういうふうになっているかという説明を求めたりしました。

ところで、ファースト・バイス・リーダーというふうにヨーロッパの新聞は書いていますが、日本人である私がすぐ気が付きましたのは、我が海部首相がその一ヵ月前に北京政府を北側先進国の首脳としては、それこそ初めて訪問していたのです。ですからヨーロッパの論調からしますと、なるほど日本の首相はウエスタン・リーダーとはみられていないのか、と。それは、ことほどさように「天安門」以後の中国に北側諸国の中では、日本政府は確かに並み外れて物分かりのよい姿勢を示して参りました。そしてさらに国際社会を取り仕切っている北側の諸国に対して、国際社会における物事の決め方のルールの民主化を要求するのではなくて、むしろその中に一日も早く割り込むということを基本戦略にしてきたのではなかったか。それはちょうど正反対の組合せであるべきだった。それこそが国際貢献のあるべき姿、内容なのではないだろうかということをその時も感じましたし、今でも強く感じております。第9条については少なくともそういう問題を我々は取り出しておく必要があろうかと思います。

そこで、日本の憲法問題というのは決して第9条だけではない、というところにもう一度戻りたいと思います。第9条自身が平和主義の条項であるということは申すまでもないのですが、戦後日本にとって、第9条は同時に自山のシンボルという意味を持ってきたということを考えてみたいのです。というのは、いろいろな新聞とかテレビの論壇などで散見されるように、「軍隊がないというのは普通の国でない。つまり日本はまだ普通の国でない。だから憲法第9条を改めて、日本も普通の国になるべきである。そしてまた普通の国になる

のが何故悪い」という議論があります。

しかし、日本は普通の国ならやらなければならないことをまだやっていない。つまりこの間の戦争のけじめをまだつけていないのです。これは、基本的なモラルとしての責任のとり方から、もっと具体的な戦時補償の問題にまで至ります。例えば戦勝国のアメリカやカナダでも戦時中、日系アメリカ人を強制収容していた問題について、何十年か経ってではあります、80年代の後半にアメリカ合衆国としての公式の謝罪、そして損害賠償と、かなり莫大な費用を使っての措置が行なわれました。

ごく最近の日本では、具体的には「強制連行」から「従軍慰安婦」の問題まで、政治問題、さらには法的な問題として裁判所の中に持ち込まれています。そういう問題まで含めて、それをきちんと始末する普通の国としてやるべきことをやっていないのではないか、という問題があるのです。さて、普通の国といつても現在、170ヶ国があろうかと思います。何が普通の国なのか、ということ自体が大問題なのですが、数からいうとむしろ多数派に属する国々では選挙によらない軍事政権が居直っており、あるいは選挙をやっても選挙結果を無視した軍事政権、例えば、ビルマ（今の政権自身の呼び方に従うと、ミャンマー）などはそうです。そういう軍事政権が国を左右しているような普通の国の方が、困ったことが多いのです。普通の国に日本もなるべきだということを説く人々は、そういうふうになるべきだということではもちろんないでしょう。

それならば、アメリカ合衆国やフランスという国のことを見てみると、これらの国々でも確かに軍隊が時々とんでもないことをいたします。フランスの場合でいえば1950年代のアルジェリア戦争があります。それは単に戦争をしただけではなくて、現地のアルジェリア人を捕まえて拷問などをやりました。アメリカ合衆国においては言うまでもないことですが、ベトナム戦争があります。しかし大切なのは、これらの国ではそういうことが起こった場合にはその国の兵士、若者たちがベトナムとかアルジェリアで血を流している最中であっても「この戦争は間違った戦争である。やってはならない戦争である」という人々が少なからずいたということです。そしてまた、それを言うだけの自由がアメリカ合衆国やフランスにはあったという事実です。それこそが普通の国ということの意味だろうと思うのです。

そういう普通の国に日本は本当に成り切ったと言えるでしょうか。私は今で言えば小学校、当時の国民学校5年のときに敗戦の8月15日を迎えたが、「非国民」という言葉が大変耳に馴染んでいます。そういう精神構造を戦後50年経って日本社会は乗り越えたのだろうか。

PKO論議のときに、PKO法案に対する賛否は皆さんの間でも分かるでしょうが、私はあの法律は憲法を変えることなしに簡単に決めることのできるような中身のものでないと考へる一人です。しかし、私にとって賛否以上に問題なのは、法律を積極的に推進する側に回った野党党首が「この法案に反対する奴は日本人じゃない」と述べたということです。

これはまさに、アルジェリア戦争に対するアルジェリア反戦の言論が可能であったフランス、ベトナム反戦が可能であったアメリカ合衆国と同じような普通の国には日本がまだなかなかないということを、国民に期せずして考えさせる（悲しいことですが）いい材料だったのではないかと思います。

さてそこでもう一度今日の話のタイトルに戻ります。先ほどから今日の話の出発点で申しあげたようにカッコ付きであれなんであれ、戦後日本の「経済的成功」は憲法のお陰だったという面をお話して参りました。このお陰という意味をお話するために農地改革、労働運動の解放、家族制度の解体、いわゆる農民・労働者・女性という3つの戦前に抑えつけられていた典型的な立場にあった階層が解放されたということの意味が重要なんだということを申しあげてきました。そのことを大前提としたうえで、矛盾したことを言うようですが、（矛

盾ではないのですが）戦後日本の「経済的成功」は、いま言ったような意味で憲法のお陰であったと同時に本当は憲法を貫いてこなかったお陰でもあるという、ややこしいことですが両面を、同時に問題にする必要があると思うわけです。

先ほどから憲法という抽象的な言葉で考えるよりも、具体的な3つの社会改革でということを繰り返し申しましたが、ここでもう一度その3つの例を出します。この3つの戦後の大きな改革は、別の言葉で申しあげますと、国民それぞれの私益といいましょうか、私の利益の解放を初めて可能にしました。戦前は滅私奉公という大前提で全てが行なわれていた。それに対して、自分たちの正当な利益、正しい利益を大びらに主張することは、いいことです。「たくさんお金が欲しい。たくさんモノが欲しい。私生活を豊かにしたい」という当たり前の私的な利益追求の欲求、こういうものが基本にないことには経済活動というのがうまくいくはずがありません。ところがまさにその通りですが、同時にこれからはどんな事柄にもつくメダルの表と裏というものがやはりここにもあったと思います。農地改革では農民の労働意欲というものを飛躍的に高め、農業の生産性が著しく向上しました。同時に、農村が文字どおりいみじくも票田という、本当の畑でなくて票の畑、票の田んぼ。つまりより多くの利益を中央から持ってきて、それを肥やしとしてまいて票を集め、票田としての農村という構造を生んだと言えます。それから労働運動の解放は、これも飛躍的に日本経済をジャンプさせるのに役立った非常に大事な要素です。しかし、戦後日本の特徴として、日本的な企業別労働組合制度が発足して、しばしば過度同調型の労働運動というものを醸成してきたという面があります。それから家族制度の解体による個人の解放、とりわけ女性の解放が大事ですが、これは、マイホーム・イズムというものを生み出しました。

これらは、本当の意味での主権者としての一人ひとりの判断によって国の方向を決めていくというあるべきデモクラシーの姿からすると、多かれ少なかれゆがんだ日本のデモクラシーの実像というものをつくり出してきました。まさにその点が日本経済の著しい発展・成功に役立ったと考えられます。これは国際社会の中では、外からみて、日本のモデルとして人によっては手放しの称赞の対象となると同時にやっかみの対象、さらには俗にいう日本タタキの対象にもなるという複雑な渦中に日本社会そのものを置くことになっているのではないでしょうか。つまり私益の解放は大変大事なことなのに、それが本当に一人ひとりの社会を組み立てている個人の解放に必ずしも結びつきません。場合によっては、私益の解放は、自分の利益のことを考へると個人の良心・信念とかにあまり拘らない方が私益にはいいということにつながってゆきます。

ここで憲法の講義的なことを申しあげるつもりはありませんが、憲法のエッセンスは透つて人権ということになります。人権、これはつまるところ社会の成り立ちを支えているのは、社会を組み立てている一人ひとりの個人のアイデンティティにこだわる、そういう生き方をゆるす（認める）ような社会。これが個人の尊厳ということでしょう。私益の解放はそういう個人の解放の大切な前提になりますが、逆に個人の解放の足を引っ張ることにもなりかねません。平たく言えば、「私益のためにここに言いたいことを黙っていた方が得である」というようなことは、我々の実生活の上では無数にあるでしょう。そこにお残された最大の問題があるように思います。欧米からみて日本の経済のあり方が、ルール違反ではないかという議論がいろいろな仕方で提起されております。日米構造協議の問題にしても、私は経済の素人ですが、素人の目でみてもアメリカの方が、どうにもおかしな言い掛けを付けているようにみえる事柄がたくさんあります。けれども、しかしそれだけではなく、夏休みも取らないでしかも超過勤務やサービス残業までして、一生懸命働くだけ働いている國の経済と、一方、労働時間の短縮、場合によってはストライキという憲法上認められた権利をいつば

い主張するような人々からなっている社会の経済とでは、対等に競争できないのではないかという不満があります。我々はこれらのこと大事なメッセージとして、損得勘定とは別に受けとめる必要があると思います。

これは平たい例で言えば、朝から晩まで勉強しかしないで上の学校に入る若者と文武両道で世の中のことにも関心を持ち、スポーツも一生懸命やって（入ればいいのですが）なかなか入れない若者と、どちらが人間らしい若者なのか、ということとも共通しているようです。

最近の欧米の経済停滞は、彼らが人間らしい生活をしているから停滞するという面があると思います。目いっぱいやる国とは対等の経済的竞争はできないのではないかという疑問が出てくるのは当然です。

現在、欧米社会からみて国際関係の一番の苦立ちは経済における日本、宗教・イデオロギーの面におけるイスラム原理主義、この2つの脅威というものがあります。少なくともここ3世紀、4世紀の間、築きあげてきた西欧の人間中心的なヒューマニスティックな文明が危うくなっているのではないか、という危機感が非常に強くあるように思われます。だからといって「欧米中心の世界観、意見に合わせろ」ということを結論として主張するわけではありませんが、そういうメッセージを読み取りながらきちんと対応していくことこそが、（国際貢献という言葉は私は好きではありませんが）本来あるべき国際貢献ではないか、と思います。

〔質疑応答〕

工藤 東北福祉大学の工藤です。樋口先生が最初に「経済的成功」と、かぎカッコをつけた意味について話されました。まずその経済的成功の指標をまとめてきましたのでごく簡単に並べてみたいと思います。最新のデータによりますと、1992年の日本の貿易黒字が1323億ドル、経常黒字が1175億ドルで、特に経常黒字は前年比61.2%増となっています。ここ数日、急激な円高が進んでいますが、この貿易黒字に対する日本への批判はこれからいろいろな形で出てくるのではないかと恐れているわけです。また対外純資産についても5136億ドルと前年比34%増加して、世界で抜きん出ています。1人当たりのGDPは日本が25430ドル、アメリカが21790ドル、スイスがトップで33000ドル位になっている。日本は少なくともドル表示でいきますと、統計上は世界で最もリッチな国になっていると思われます。

こういう形で日本が経済的に突出していると、当然経済学的あるいは政治学的にみてもいろいろな外圧がかかってくると思われます。特に国際貢献という形でかかってくると、それに対してしどろもどろになって、日本人独特のなし崩し的方法で、つまり理念とか方向性を欠いた対応をしているのが現在の状況です。PKO法案の処理などは一番いい例です。また昨年のブラジル・サミットでの日本政府の対応（首相の欠席）も同様です。

他方、冷戦後の世界秩序というのが全然みえてきません。理由はいろいろあるわけですが、東西両大国の重しがとれて宗教的、民族的な本音が吹き出し、地域紛争が激化しています。そういう状況の中で外交下手な日本が国連の常任理事国入りするのは如何なものかと思います。平和憲法とか自衛隊のことも整理できない日本が、常任理事国入りするのは非常に危険なのではないかという気がします。

長期的な視点からは、私は人類が抱えている時限爆弾は2つあると思っています。その1つは、南北問題であり、もう1つは、地球環境問題だと思います。そこでこれらのことに対し、日本ができるることは何かということです。今、世界は一体になろうとする力と分裂してしまおうという力、つまり求心力と遠心力とがせめぎ合っているような状態ではないでしょ

か。求心力の方は、ECの統合にみられるように（内部矛盾はいろいろあるにしろ）、経済的には一応統合の方向に向かっていると思われます。分裂の方は、議論は繰り返されてきたのですが、南北対立がうまく調整できず、加えて厄介な地域紛争が拡大していく危険性があります。

一方先進国の中においても、ウルグアイ・ランド、日米構造協議の問題など非常に厄介な問題があります。これからは先進国どうしが経済的にぶつかり合う可能性が高くなってきます。

そこで樋口先生にお伺いしたいのは、そういう中でネイション・ステート、つまり、「国民国家」というものは永遠に不滅なのではないかと考えていたのですが、湾岸戦争時のイラクによるクエート進攻、チェコスロバキア、旧ユーゴなどの分裂の状況をみると意外に脆く崩れてしまいました。そこで、「国民国家」とはどういうものか、今後どうなっていくのか、ご教示いただきたい。

第2問目は、地球環境問題についてです。私は地球環境を悪化させる要因としては、1つは先進工業国による過剰消費。もう1つは発展途上国の人口爆発と貧困の悪循環が挙げられると思います。この人口についてみると、18世紀中ごろの世界人口は8億、1900年が17億、1950年が25億、昨年6月ごろが54億8千万人。このままいくと2050年には100億になるだろうといわれております。環境問題の専門家は、資源の枯渇よりはむしろ環境破壊の方で人類はアウトになってしまふ方が高いと言っています。地域紛争どころではないのに入間はバカだから気がつかない。よく人類の「終末時計」の話がですが、この「終末時計」を進めるのは、核の脅威が去った今、まさに環境問題だろうという気がいたします。

そこでこの地球環境の悪化を阻止するためにどのくらいお金がかかるかというと、昨年のブラジル・サミットに提出された国連のデータによりますと、先進国が1年間に1250億ドル位負担する必要があるとのことでした。私は冷戦終結後の「平和の配当」というのは、地球環境保全の方に使えばいいのではないかと思う。地球環境について日本は、技術的、金銭的、人材的にもなし得ることが多々あるんではないかという気がいたします。これについても樋口先生からご意見を賜りたいと思います。

最後に憲法の問題ですが、まず憲法の前文について考えてみると、欧米的な最高の理念、普遍的な理念を凝縮したものが『日本国憲法』の前文ではないかと思います。半世紀の歴史を振り返れば言い換えると、2000万人のアジアの同胞の犠牲と300万人の日本人の戦死者という高価な代償を払ってかち得た平和憲法なわけです。こういう時代状況にあっては、憲法の崇高な理念を全世界に向けて発信するくらいの日本の護憲派に気構えがあってもいいのではないかと思うわけです。『日本国憲法』の理念とか第9条というのは、非常に危うい状態にある地球環境を考えると、今後全人類の共有の財産とすべきものではないでしょうか。

小柴 東北学院大学の小柴です。今日おいでいただいた方々は1つでも多く樋口先生からお話を聞きたいということでお見えになっていると思いますので、私は1点に絞らさせていただきます。

『日本国憲法』というのは、（憲法前文を読んでみて）他の国憲法と比較しても非常に崇高であります。むしろ「そういう世界、社会ができたらしいなあ」ということが書いてあります。

コンスチチューションという憲法は、法のまた法でありまして、そしてそれは「社会がこういうふうになってもらいたい、これを希求している」という面が1つと、「こういうような民主的な社会である以上、人々はこういうふうに振る舞うことが予想されている。あるいは

はむしろそういうふうにしないと理念的な社会というものは手に入らない、到達できない」という意味での、逆に言えば制約的な面があるわけです。むしろ欧米のコンスチチューションというのは、どちらかというとそういう面の方が強く、反面日本の憲法は、はっきり言えば謳い文句ばかりがきれいに並んでいるというふうにみてとれるわけです。

ところで日本が憲法を受け入れた時点に話を限定いたしますと、それ以前は言うまでもなく日本人としての人権、あるいは主権在民というような考え方はありませんでした。それをいきなり民主主義ということで国民主権あるいは一人ひとりが国の構成員であって人権を有し、そして個人の尊厳を認め合うという、ある意味ではコペルニクス的な価値観の転換という時期を迎えたわけです。実際それを自分たちの生活あるいは社会の中で実現していくには、まだ未成熟であったのではないかというふうに思います。

憲法学者にしても憲法を解釈するうえで国民に対して、この点は「日本国、我々が希求している理想像である。あるいは、この点は逆にそれを希求するうえで我々が守らなければならぬむしろ制約である」というような、尊きをした方が日本の国民が良く理解したのではないかという気がいたします。何故こんなことを言うかというと、先ほど樋口先生もおっしゃっておりましたが、それまでの「滅私奉公」から戦後は「利益の解放」ということで、はっきり言えば儲け主義に徹底してしまったわけです。それをバックアップしたのが個人主義で、人々は自由に自分の発露に従って行動すればよかった。そしてその経済土俵は「競争原理の導入である」ということを言ったために、それぞれが私利私欲に基づいて儲け主義に徹してしまい、それが、日米欧間の経済摩擦にみられるように日本の経済取引はやはり欧米流とは違う、つまり日本は異質だと言われる所以かもしれません。

その点ではある意味で、特に憲法あるいは我々の民主主義に対する人権・尊厳・理念というものは二面性を有しているように思います。大事なことはその二面性を上手に使うことだと思います。当たっているかどうかは分からないのですが、調味料の例で申しますと、甘味をつけるために砂糖をいれます。さらにその砂糖の甘味を引き立てるために塩を入れます

同じように日本のコンスチチューションを我々が受け入れる段階で、そういう面があるのかも知れません。フランス人のポール・ボネという人が『不思議の国ニッポン』のなかで、「日本人の国際感覚、メンタリティーが非常にアンバランスで、やることなすことがある面では個人の尊厳を認めるというようなジェスチャーを振る舞いつつ、やっていることは全然秩序立っていない」と、ちょっと皮肉を入れて書いております。まさにそういう面が欧米の目からみると日本の社会、日本人の行動パターン、あるいはメンタリティーが問われているのではないかどうか。したがって我々は憲法を理解する場合、その二面性をよく踏まえた

そこでこの憲法を国民に根付かせるためにはどうすればよいのか、お伺いしたいと思います。

樋口 いろんな問題をお出しいただいたわけですが、全部に触れている時間がありませんので、まず最後のご指摘の問題からお話をいたします。

これは、憲法に何が書かれているかという以前の社会のありようの話だと思います。ご指摘の中で、例えば自山というキーワードがあります。自由という場合に「精神的自由」「思想良心の自由」「宗教の自由」のような自由と、それから「経済活動の自由」、これが両立していれば問題はないのですが、これがぶつかり合うときにどういうふうに人々がこれを考えるかです。自山という点が大事だという発想からすればそう簡単に一方向な答えは出できません。もっと平たく言えば「心の自山」（ハートの自山）と「お金の自山」ということに

なります。この「お金の自由」という自由の考え方それ自体について、全く2つの対照的な考え方があります。

例えば分かりやすい例を言えば、『独禁法』という法律が最近話題になっていますが、日米構造協議でアメリカ側が、「日本では『独禁法』がちゃんと機能していないんじゃないかな」、という指摘をした。『独禁法』の第1条に、「この法律は自由かつ公正な競争を促進」するためのものであると書いてあります。ですから『独禁法』の自由という捉え方はフェアな競争ができるような状態が自由な状態であり、巨大なシェアをもって市場を独占している状態は自由ではないということになる。だから場合によったら分割をさせたり、介入してでも自由を守らなければならないというのが、『独禁法』の考える自由であります。これに対して、『独禁法』で取り締まられては困る、取り締まられる側の企業活動からするとそれは、『独禁法』に基づいて公取がやっていることは自由の制限であり、けしからんというふうに、全く正反対の自由を主張します。

もっと分かりやすい例を言えば、「土地転がしの自由」、「地上げの自由」、自分たちしか知らないインサイダー情報でもって人に先がけて「金儲けをする自由」、これらは確かにある意味での自由です。だから同じお金の自由であってもそういう自由が一方にあるかと思えば、そういう自由を法律の力を借りてでも抑えることによってフェアな競争ができる状態をつくることこそが自由だという自由があり、この2つの自由がぶつかり合うわけです。

歐米の側からしますと、日本の自由経済というのは、後者の自由じゃなくて前者の自由なんではないかと、言っているわけです。アメリカやヨーロッパの言い分が全面的に正しいとは必ずしも思いませんが、しかし、そこには大事な肝心なメッセージがあるわけです。自由という言葉は、そもそも明治時代にフリーダムとかリバティーとかいう言葉を訳して日本がつくった言葉です。既に福沢諭吉などは、我儘勝手な自由と、今風の言葉で言えばフェア・コンペティションの（自由競争の自由）とをきちんと区別しなければならないと言っています。私はそういう問題ではなかろうかと考えます。

それから工藤さんの出された問題の中で、1つだけ特に「国民国家」という問題ですが、日本で今、「国際貢献」といいながら、東京の公園に外国人が集まろうとすると、それを出来ないようにするというのが、日本の国外に対する対処の仕方です。もちろんカンボジアに危険を覚悟で行っているボランティアの人々や、文民警察官の方がやっていることは大切なことです。しかし、肝心の東京のど真ん中で外国人立ち入るべからずとか、公園のなかで立ち止まるなというような掲示がペルシャ語や英語で書かれているという状態、そういう状態とも関連いたします。

この「国民国家」というものは、ネーション・ステートのことなのですが、この国民という場合のネーション・ステートのネーションは、私は民族だと思ってはいけないと思います。これは非常に大事なことで、（民族だったら）民族というのは無数に小さく分かれるわけです。これは現に旧ユーゴや旧ソ連で大変悲劇になっていることです。民族で分けていくことになると、ある国の中で俺のところは独立する、と。独立するという中でさらに少数民族がいるですから、俺はそれがいやだとかいって（ラッキョウの皮を剥くように）1つのコミュニティーをつくれるはずがないのです。

近代ネーション・ステートの典型といわれるのは大革命後のフランスですが、そのフランスをみるとよく分かります。フランスの場合のネーション・ステートのネーションとは、とどのつまりは1789年の人権宣言の理念を共有する人々、（建て前として理念を共有する人々）の政治的共同体がフランスというネーション・ステートなのです。

ですから国籍法のあり方にもそれは反映します。フランスは「出生地主義」です。血統主

義ではありません。日本は基本的に「血統主義」です。ついこの前の改正までは「父が日本人であること」というのが基本でした。で、それはさすがに裁判でも問題になって立法が変わりました。「父または母が日本人であること」と、いわゆる「両系主義」になりました。以前は「父系血統主義」です。大きな国の中では日本とドイツがこの「血統主義」です。それに対してネーション・ステートの典型といわれるフランスが、「出生地主義」であるということが、非常に重要なことだと思います。

外国人問題についてもご他聞にもれずフランスでも大変困っておりまして、いま国籍法を変えるということが話題になっております。これは成年に達した時に自分で選ぶというものです。それでも、フランス国内で生まれた外国人の子供が、18才になった時に私はフランス国籍をほしいと言えば、ややこしい「帰化」の手続きなどがいりません。その限りでは自動的に国籍を取得することになります。

先ほどから言っている「出生地主義」、その背景にあるのは血筋の話ではありません。フランスでいうネーション・ステートをつくるのは血筋の共同体ではなくて、人権宣言の理念を共にする共同体です。仮に日本で、フランスの場合でいう人権宣言に当たるものを探すとなれば、それこそさっきからの話である『日本国憲法』ということになるのではなかろうか、というのが私の意見です。

工藤 いま樋口先生から『独禁法』の問題が出ましたので私の方からコメントというか、フロアの皆さんに見解を述べさせてもらいます。リクルート事件が起こったときに、「西洋近代経済史」の大塚久雄東大名誉教授が、確かに毎日新聞に投稿した中で、日本人は資本主義という市場経済制度を導入したときに、社会的な公正とか、フェア・コンペティション（公正な競争）というものを入れなかった、と言っています。つまり資本主義の自分たちに都合のいい制度だけを導入したのであり、仮だけをつくって魂を入れなかつたことを書いていました。私もなるほどと思いました。

今、日本の建設の「談合」というものが日米両国間の構造協議の懸案事項の一つになっていますが、憲法と同じで日本人はいろいろなものを入れますが、都合のいいところだけ入れて都合の悪いところは捨ててしまうか忘れてしまう。それがさっきの国際化という問題とこれからぶつかってくると思います。経済小国の中ではそれでいいとしても、これだけ経済大国になったときに、日本人の持っている資質、そういうものが問われてきます。そのときに、我々はこれでやっていくんだと言っても、外国はいろんな意味で許さなくなるでしょう。

庄司 東北電力の庄司です。樋口先生のおっしゃったことを私なりに考えますと、西洋文明は、競争市場とか個人の尊重という「基盤的な概念」があって、それが日本の経済に大きな影響を与えている、と。また、憲法を変えることによって次の新しい日本をつくり、経済の再発展が実現するのではなく、実は新しい秩序に今の憲法がフィットしていく、将来も多少の改良することで、我々企業人も含めて、そこで活動していく余地がまだまだあると解釈すればよろしいでしょうか。

樋口 結論的にはおっしゃる通りです。ごく簡単に付け加えますと、幕末の開国以来、日本はやはり西洋をお手本にしてきました。最近、西洋だけが世界ではないとか、西洋の事ばかり考へるのは時代遅れだという論調が支配的ですが、私は率直に言ってそうではないと思います。もちろん音楽やお芝居、民族舞踊等を取りあげれば、日本固有のものがあるでしょうが。日本が幕末以降やってきた軍隊という場面で、近代化に向けて、西洋を一生懸命お手本

にしようとした。ただ悲しいかな西洋文明が支えている「軍隊が乱暴したときにそれにノーと言えるような言論の自由」、というようなものを入れなかつたわけです。むしろそれを抑えながら軍隊を入れた破滅が1945年だと、私は解釈します。

軍隊で失敗したからといって今度は経済に一生懸命力を入れた。そして、これはとにもかくにもカッコつきかどうかは立場によって違うでしょうが、成功発展と言えるものを我々は手にした。手にしたけれども、これのある意味でのゆがみが反発を招いている。そういう日本がもう一つの自由とか人権ということを、（これは確かに西洋から生まれたのですが）東洋の一角でそれをきちんと受けとめて、本籍地の西洋以外でもこういう自由とか人権とかが発展する可能性があるんだ、しかもそのうえに経済的な繁栄を築けるんだということを示すことが出来つづあるのではないか、と思います。あくまでも「うう」であります。これからどうなるかによって怪しくなりますが。こういうことを示すことこそが非常に大きな2百年、3百年単位の人類社会の歩みの中で言えば、日本が一番期待されていることなのではないか、というのが私が何より申しあげたいことなのです。

実は今日の話と関連があると思い、ある文章をちぎって持ってきて紹介いたしました。「近ごろは日本の産業の海外進出のために日本は経済的に優越な国とみられる傾向にある。日本の強いこと、富めるなどを多くの外国から羨望の的とされる資格がある。しかしこれだけでは國の人格というものがまだ完全とはいわれぬ。このうえに必要なのは、日本の『政治的良心』や『文化的發展』が世界の尊敬の的になるところまで行かねばならぬ。世界に何か変わったことでもあると世界が日本を頼ってその解決をしてもらおうというようになる。あたかも個人の社会で困難な問題が起こると世界全体に信用のある人に仲裁を求める。國家の地位もこの程度まで高まることが望ましい。個人が自分の人格を高めることに修養するがごとく、国家もまた国家の人格を高めることが必要である。國家が国家としての信用を増すに従って日本は精神的に世界を指導するようになる。黙っていても国際的に基礎強固な国になるのである」という文章です。

これはいつごろ誰が書いたものだとお考えになりますか。「経済的に優越な国だ」というのですから、つい最近だと思われるかも知れませんが、これは戦後、読売新聞社の社長になった馬場恒吾（つねご）というジャーナリストが1935年（昭和10年）に書いている論説です。

実際にその後日本がやったことは、個人が自分の人格を高めることに修養するがごとく國の人格を高めるのと、ちょうど正反対のことを中国大陸やシンガポール、フィリピンに攻め込んでいて残念ながらやったのが日本なのです。こういうメッセージを既に発していた日本のジャーナリストが、かれこれ60年前にいたのです。日本は今から考えてみると、1935年当時、経済的優越とはとても言えなかった（それこそ司馬遼太郎さんのいうマッチの帝国主義だった）と思います。まさに現在の時代でこそピッタリの言葉だと私は思います。そういう人格のいわば理念として、『日本国憲法』の個人の尊厳があるのではなかろうか。自分の憲法の話に我田引水になりますが、そういうふうに特に感じるものですから今日ちょっとこのところをちぎって持つてまいりました。

赤澤 東北学院大学の赤澤です。経済学を専門としているものですので、特に経済の方に関心がありまして、そのような観点からお伺いしたいと思います。樋口先生は、国内はもとより世界的にも優れた憲法学者でございます。その先生からじかにお話を承って、私がコメントすることは、お話を矮小化するというか、卑俗な解釈で申しわけありませんが、私流に解釈しますと、「憲法と経済」との関連は2つに分けられると思われます。一つは経済的資源配分について、「憲法は日本経済にどういう影響を与えたか」ということです。サムエルソ

ンによりますと、バターか大砲かというような選択の問題もございます。そうしますと日本の憲法は、戦後日本のバター選好に大変有利に作用したというふうにも考えられるわけです。

それからもう一つは、所得配分のシステムに大変いい影響を与えたのではないかと思われます。実は私ども憲法をあまり勉強していないものは、第9条との関連で、経済的資源配分に関しては武力とか国防とかにあまり資源を回さないで済んだから、それを経済生活の方に振り向けることが出来たということを思いつくのであります。ところが今日は、「社会学的」といいますか、「労働者」と「婦人」と「農民」の解放、これに着目されて憲法の役割というのを、人権や個人の確立といったこととの関連でお話してくださいました。しかし、先ほど申し上げましたように、日本の所得分配にも大変いい影響を与えたと思います。戦前とは違った権利を与えられたことは、生産の面で、インセンティブとして「労働者の労働」を活性化する働きをしたと思います。全体として労働組合運動などいろいろな点で分配に大きな影響を与え、そのことがケインズ政策を大変やりやすい状態にしてくれた、と考えられます。

こうい意味で私は経済の一つの枠組みとして憲法というものを考えるわけでございます。資源配分の面と所得配分の面、日本の経済に対して憲法はこうしたポジティブな効果をもたらしたのではないかと思います。ただ先生はいい面もあったけれども、個人の確立や人権、あるいは国際関係という面で、果たしていいものだけを残したか、と。日本の国民の受けとめ方が、先ほど『独禁法』のお話にもありましたように、日本流の受けとめ方をしてしまって、行き過ぎた面や偏った面もあったのではないか、と。こういう面の警告をして下さったものと思います。果たして行き過ぎかどうかということは、価値判断にも関わることですから一人ひとり違うと思います。従って、今後の『日本国憲法』のあり方についても経済との関わり、国際関係との関わりからみても人さまざまの判断・解釈、そして態度があり得るかと思いますが、今日は眼の鱗を一つとていただくようなお話をいただき感謝する次第であります。

第9回研修集会開催のお知らせ

1. 日 時 平成5年11月5日(金) 13:00~17:00

2. 場 所 青森市(青森県教育会館)

3. テーマ 「構造転換と地域社会」

日本計画行政学会 〒980 仙台市青葉区大町二丁目15-29

(財) 東北開発研究センター 気付 TEL(022)222-3394

東 北 支 部 「東北支部だより」編集責任者 工 藤 啓